保育園給食における食物アレルギー対応について

当保育園では、安全で安心した園生活を提供するために、食物アレルギーについて以下のような対応をしております。食物アレルギーを持っている乳幼児がアレルギー症状を起こさないためにはアレルゲンとなる食品を除去する必要があります。しかし、これらの食品の中には乳幼児期に必要な栄養価の高いものが多く含まれていることがあるため、不必要な除去はできるだけ避けなければなりません。そこで、除去食を実施する際には正確な診断を行う必要があるため、「アレルギー除去食に関する診断書」の提出をお願いしております。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【基本方針】

- (1) 安全性を最優先し、完全除去対応とします。代替食については、できる範囲で提供します。また、家庭で食べたことない食品は、園では提供いたしません。献立で使用する食品からアレルギー原因食品を除去して調理、提供します。保護者の方には献立内容を毎月確認お願いします。
- (2) 調味料の除去が必要な場合や、微量混入でも摂取できない食品があるなど重篤なアレルギーの場合は、 安全を最優先し家庭からのお弁当の持参をお願いします。調味料やだし、添加物(食物アレルギー生活管 理指導表で「保育所等での生活上の留意点 D 欄記載のもの」)は基本的には除去する必要はないといわれ ていますので、主治医に確認お願いします。

【安全的配慮のため、給食提供ができない調味料等】

卵殻カルシウム・乳糖・醤油・酢・麦茶・大豆油・みそ・ごま油・かつおだし・いりこだし・肉エキス

【食物アレルギー対応の基本】

- (1) 必ず医師の診断に基づいた「食物アレルギー生活管理指導表」の提出がある。
- (2) 家庭の食事においても食物アレルギーに対する配慮が行われている。
- (3) 除去食変更、除去食解除時は以下の書類の提出がある。

除去食変更時:食物アレルギー生活管理指導表(主治医が記入)

除去食解除時:除去食解除申請書(保護者が記入)

(4) 園給食のなかで、除去食の提供が可能である。

※食物アレルギー生活管理指導表は、6か月から1年ごとに提出をお願いします。(食物アレルギー生活管理指導表にかかわる費用は、保護者負担となります。)

【注意・確認事項】

(1) 給食食材について

給食では、ソバ、ピーナッツ、クルミ、アーモンド、カシューナッツ、魚卵(ししゃも含む)は提供しないため、これらの食品のみのアレルギーの場合は、園での対応は不要となります。

※園給食ではアレルギー対応不要であっても、災害時等の予期せぬ事態に備えるために、生活管理指導表 の提出は毎年必要です。災害時等は、あらかじめ提出頂いた生活管理指導表に基づいて、給食提供を行い ます。

(2) 給食複雑化防止について

給食では安全性を最優先し誤提供を防ぐため、1つの料理につき除去食は1種類とさせていただくことがあります。除去食品の異なる食物アレルギー児がいる場合は、食べられる食品でも除去を行う場合があります。

例)ハンバーグ(卵、牛乳、パン粉を使用する場合)→卵のみ、乳のみ、小麦のみが除去の園児も卵、牛乳 パン粉すべてを除去したハンバーグを提供

		●保	- 2	口ア	_ ₹	D. 쩷			□ ≫			口數	(C						政分して			t //	ب ا		プロ昆	ロラ			В.7				□ 4md	A.魚		※この生活		
		保育所等における	その他(ドレナリン	服薬:抗ヒ	緊急時に備えた	その他	果物類	肉類	魚類	魚卵	軟体類·貝類	甲殻類	ナッツ類	ユ	大豆	ピーナッツ	ソバ	小麦	口牛乳・乳製品	鶏卵			C.原因食物・記	虫	ナッ	[物依存性]	食物(原因:	ナフィラ		やの街	即時型	食物アレルギ	.食物アレルギ		管理指導表は、		
				/自己注射薬(エ	ロ内服薬:抗ヒスタミン薬(えた処方薬	*	*	*	*	~	*	~	~	~	*	*	~	~	~	~	除		診断根拠		クスアレルギー	食物依存性運動誘発性ア		キシー病型	□ 食物依存	□ 新生児・			ギー病型				
		7を開建し		ιζ.			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	除去根拠		該当する			ナフィ		规业	食物依存性運動誘発アナフィ	乳児消化管ア		の関与する乳児ア	該当する		保育所の生活に		
] # !	・同意する	日常の取組及び緊急時の対応に		\ \ \ \ ®			*	~	~	~	~	~	~	~	~	~	*	~	*	~	~	症状		食品の□欄に			ラキシー		型の□欄に√を		アルギ		てし	□欄に		こおいて無	#	
<u>}</u>	ନ୍	対応に活)、ス:		> →(₩ →	≫	≫	≫	≫	≫	≫	» 2 0	》非且	*	*	》即即	季	» <u>③</u> I		[解]	<					こくを記載	ラキシー			性皮膚炎	✔を記載(食物ア	病型・氵	おいて特別な配慮や管	女	
		活用するた)		テロイド		→(具体的食品名	その他: ⑪未摂取のため不明	非即時型反応:⑧湿疹		_	即時型反応: ①ショック	症状] 該当す	③IgE抗体等検査結果陽性	①明らかな症状の既往	[除去根拠]	をし、かつ	口 その他	□ 医療品			記載(アナフ	その他(口腔アレルギ			食物アレ	治療	や管理が									
		め、本表に			操		190	1/0	193	193	193	1/0	193	1/0	見取のため		⑥蕁麻疹(③呼吸困難)ショック	o V	資益結果陽	状の既往(該当する	%	(t)	ᇳ			イラキシ		レギー症候群			レルギーあ		理が必要とな	併	
) 		記載さ													不明	⑨搔痒感 ①	⑦搔痒感	③呼吸困難 ④嘔吐·腹痛⑤顏面紅潮	②咳き込み	べての番号	番	②食物負荷試験陽性	るすべて	内に除去根拠を記載					一既往あ		罪			りの場合		った子ど	Э	_
10 ## # 7 /		れた内容														⑩下轡		夏痛 ⑤顔面	<u>ት</u>	号を記載		試験陽性	すべての番号を	処を記載					りの場合					りの場合のみ記載)		もに限っ	日生	
		を保育所の			<u> </u>		J	_	J	_	J	J	J	J				紅潮					記載						のみ記載)					(¥		て、医師		
		の職員及で	本診断			医療		医師名		記載日	調語		医療	【連	問問	【保護者					E. ₹	- - &		回頭		C.食物·	(口必要	() 口不要	в. 7	(管理)			A.給]		医師が作成する	姨	_
		バ消防機関	本診断書の内容			医療機関名		160		ш	••		医療機関名:	【連絡医療機関】		護者]					その他の配	その他 (調理活動時の制限	因食材を	管理不要	勿・食材を		111	畑	アルギー	(管理内容につい	管理必要	管理不要	A.給食·離乳食		らものです。	か月)	
		·医療機関	容については、およそ																		慮(保護者		の制限	教材をす		食材を扱う活動		ルク名を記入		一用調製粉乳	ついては、病型					• '		
		保育所の職員及び消防機関・医療機関と共有す	、およそ(その打ち			原因食材を教材をする活動の制限]				地	病型・治療C欄及び下記C.E欄を参照)							
		ろこと	(6.																		合わせ時)		別限)				とび下記C.E				保:			
		に同意います。	12)														纓				の具体的										欄を参照)				育所等で		提出日	
		्र	か月後に再						年								緊急連絡先				記慮事項領	なる場	使用し	※本欄	()	口 (魚)	(ц́ :	口 (大)	口 (小a	口 (牛季	口(鶏卵	必要と	が埋・	D. 除去	保育所等での生活上の留意点			
)か月後に再評価が必要です。																		等をご記り	なる場合があります	た料理に	にくがつし	□ (肉類):エキス	類) :がつお	口 (ゴマ):ゴマ油	豆):大豆油	□ (小麦):醤油·酢·麦茶	□ (牛乳·乳製品):乳糖	卵):卵殼力	なるもの	治療のcて	食品にお	の留意点		併	_
			更です。						Я												配慮(保護者との打ち合わせ時の具体的配慮事項等をご記入ください)	ます。	使用した料理については、	いた場合、	~	口 (魚類):がつおぶし・いりこだし	4	口 (大豆):大豆油・醬油・味噌	酢·麦茶	乳糖	ロ (鶏卵):卵殻カルシウム	必要となるもののみに√を記載	で除去の際	いてより			月	
																					1)			※本欄に√がついた場合、該当する食品を		りこだし		晶				を記載	病型・治療のCで除去の際に、より厳しい除去が	D. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの			ш	
							=																給食対応が困難。	う食品を									厳しい防	余去が必.				
							j		Ш														Λ-										法去が	要なす				

アレルゲン食品リストと摂取指導表

要除去・・・× 摂取可・・・〇 一部摂取可・・・△(食品名に摂取可には〇、不可は×をつける。)

		1	食品名			可否							
	抗原の強さ	生卵を使用:ミルクセーキ、あわゆき	7411-11			7914							
		卵料理、生や半熟で使用:アイスクリーム、マヨネーズ、半熟ゆで卵、 カスタードクリーム、プリン、茶わん蒸し											
ВЫ	やや強い	卵白つなぎ加工品: 竹輪、かまぼこ、はんぺん、ハム、ウインナー、ハンバーグ□											
	20 10 20	卵を多く使った菓子:カステラ、丸ボーロ、ケーキ、メロンパン、どらやき、卵ボーロ											
	弱い	てんぷら粉、てんぷら衣、卵つなぎの麺、食パン、クッキー 固ゆで卵黄											
	Little on 16 5		食品名										
	抗原の強さ	牛乳、生クリーム、スキムミルク(脱脂乳				可否							
	強い	牛乳、生クリーム、スキムミルク (脱脂乳)、 練乳牛乳を生で使用するもの:アイスクリーム、プリン、コーヒー牛乳、ミルクココア、											
牛乳	324 4	粉ミルク、チー 牛乳料理:シチュー、グラタン	ズ、ヨーグバ	レト、乳	酸菌飲料								
70	やや強い	牛乳料理:シチュー、クラタン 牛乳を多く使った菓子:ケーキ、チョコレート カゼインなど乳つなぎ加工品:ハム、ソーセージ、ウインナー											
	弱い	食パン、焼き菓子(ビスケット、クッキー)、バター、乳入りマーガリン											
	微量混入	乳糖を含む食品											
	抗原の強さ	食品名											
	最も強い	食パン・パン類、パスタ (スパゲッティ、マカロニ、ペンネなど)											
小	AX O DEV	うどん、ソーメン、中華めん、麩、小麦グルテンを含む食品											
麦	強い	小麦粉を使った菓子、加工品(成形肉、練り製品)、ルウ											
	弱い	大麦、ライ麦パン、オートミール、麦芽											
	微量混入	しょうゆ、みそ、酢、麦茶											
	抗原の強さ	食品名	可否	大	食品名	可否							
大	最も強い	きなこ、大豆、高野豆腐、枝豆		豆	大豆油、揚げ物								
豆	強い	豆腐、豆乳、おから、油あげ		油	マーガリン、ルウ								
豆.	やや強い	納豆			食品名	可否							
類	77	みそ、しょうゆ、もやし		魚卵	生:イクラ、タラコ								
	弱い	他の豆類(小豆、グリンピース、 ソラマメ)		נוע	加熱魚卵(ししゃもの卵など)								
	抗原の強さ	食品名	可否		食品名	可否							
	強い	マグロ、白身魚、青魚、赤魚(あかうお)		その	エビ、カニ、イカ、タコ								
魚類	やや強い	干物:じゃこ、いりこ		他魚	干しエビ 貝:アサリ、ホタテ、								
	W W 1847	缶詰:シーチキン、サケ、サンマ		介類	シジミ、カキ								
	弱い	煮だし (カツオ、いりこ)			魚介エキス								
		食品名	可否	そ	食品名	可否							
		ピーナッツ、ピーナッツバター		ぱ	そば粉、そば粉入り食品								
種実・ナッツ類		アーモンド、くるみ、 カシューナッツ、ピスタチオ		果	食品名	可否							
		カカオ、ココア、ココナッツ		物									
		ごまペースト、すりゴマ											
		粒ごま少量、ごま油											
		食品名	可否		食品名	可否							
	肉類	牛肉		その									
	[4] 天具	鶏肉											
				他									

医師の指示を確認し同意致します。

保護者署名	•
休	•

アレルギー除去食依頼書

園児:______は、この度食物アレルギーの診断を

新宿西口ファミリー保育園 園長殿

食物アレルギーを持つ児童(生徒)のアンケート調査表

東	保 護 者	記載	i 171			7:	ンケート調金	医实施日:	令和	年 月	E
		īε					男	217 144	712	P	日生
生 使 等 「		46					女	-1- 1K	41-	Н	10.55
生 使 等		מז	₹	***							
	児 産	住								1	
(名称:	生徒等		「緊急連絡先	届出書」以外の	アレルギー緊急対応	芯連絡先					
(名称:) (電話番号:) (電話番号:) 9ラス 9ラス 1. アレルゲンを含む食品を口に入れた時、口から出して、口をすすぐ。 放み込んでしまった場合に吐かせる 必要が ⇒ ある ない		給	(名称:) (電話番号 :)		
		90	(名称:) (電話番号:)		
		学年				クラス					
		711.26	est de la	- m1= 1 2 2 2 15	D-0.5-W1 7 F	たナナツ			Test 1		
グ 2. 保護者に連絡を喰る。 (緊急連絡先届出售を参照) それ以外の連絡先 () を 含 3. 保護者の指示のもと、緊急常備薬を投与する。 連絡が喰れない時、無指示にて緊急常備薬を投与する 必要が ⇒ ある ない ①内服薬 (②外用薬 (②外用薬 (※ これらの緊急常備薬は、様式2号にて医療機関証明が必要となりませ、症状を観察しながら、保護者のお迎えを待つ た	ν 1. /										7
2. 保護者に連絡を取る。 (緊急連絡先届出書を参照) それ以外の連絡先 () を		飲み込	んでしまった	場合に吐かせる		必要が		> _	ある	ない	
を 含 3. 保護者の指示のもと、緊急常備薬を投与する。		345461-	# 60 ± 16 =	1820.384976	E 441-4-25(7) 7	111 /d	e# /				`
含 3. 保護者の指示のもと、緊急常備聚を投与する。	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	た設省 に1	型粉を取る。	(紫尼)里裔先	加田語を沙原) て	なしとスクトの)近ま	י אלה (,
世 連絡が取れない時、無指示にて緊急常備薬を投与する 必要が ⇒ ある ない ①内服薬 (②外用薬 (※ これらの緊急常備薬は、様式 2 号にて医療機関証明が必要となりま 4. 症状を観索しながら、保護者のお迎えを待つ た		調整の	台示のもと、問	恩急常備驱を投	与する。						
食品								<u> </u>	*=	431 \$	٦
を ②外用薬 (※ これらの緊急常備薬は、様式 2 号にて医療機関証明が必要となりま 4. 症状を観察しながら、保護者のお迎えを待つ た	1 20	7/1/1/1	カバスましたいい	、無相亦に(名	認的開衆を女子する	5 必要か	-	7	wo .	7.0.	
摂 ※ これらの緊急常備薬は、様式2号にて医療機関証明が必要となりませ、症状を観察しながら、保護者のお迎えを待つ た 際 5. お迎えまでの間に、症状が拡大傾向にある時、保護者の指示のもと、医療機関に被急服送する。	品	(①内服薬()
股 4. 症状を視索しながら、保護者のお迎えを待つ た 5. お迎えまでの間に、症状が拡大傾向にある時、保護者の指示のもと、医療機関に被急僱送する。	を	1	②外用菜()
 取 4. 症状を視索しながら、保護者のお迎えを待つ 応 5. お迎えまでの間に、症状が拡大傾向にある時、保護者の指示のもと、医療機関に故急搬送する。 	抓				XX -41.6	小縣台堂衙	銀片 総計・	りないてほ	aw Harungiena	ポルルルレナ	ND # -1-
た 際 5. お迎えまでの間に、症状が拡大傾向にある時、保護者の指示のもと、医療機関に故急搬送する。 び 選絡が取れない時、無指示にて医療機関に救急搬送する 必要が ある ない 登 後送先医婦機関(名称:) (住所: (電話番号:	取				W -40.	100 Heren Hay	ACIDY PARK	2712 (12	W. IXIKHITA	10-20-30 C 16	. 7 . 7 .
お迎えまでの間に、症状が拡大傾向にある時、保護者の指示のもと、医療機関に故急輸送する。 連絡が取れない時、無指示にて医療機関に救急輸送する 必要が ある ない 投送先医療機関(名称: 対 (住所: (電話番号:	レ 4. 症	€状を視₃	常しながら、『	最後者のお迎え	を待つ						
の 選絡が取れない時、無指示にて医療機関に牧急搬送する 必要が ⇒ ある ない 整											
選絡が取れない時、無指示にて医療機関に救急機送する 必要が ある ない 急		迎えまっ	での間に、症状	状が拡大傾向に	ある時、保護者の推	示のもと、図	医療機関にも	対急派送す	ວັ.		
急		連絡が	敗れない時、	無指示にて医療	機関に救急搬送する	5 必要が		>	ある	ない	
一	J43054										
吃 (能話番号:		ł	位送先医说機制	图(名称:)
(電話番号:				(住所:)
NE .	श र			(電話番号:)
iii G Tapida pata Santa S	Mi	in the second	is denote vot								
金 6. その他の特配事項		の他の年	145分列								
12 (32 /)
进	111)

⁽ 注) 1 このアンケート調査表は、学校(協)での異数点後等の方が一の際の概念対応を事務に被認するためものです。

² このアンケート四畳表に、状況が変わった場合には、学校(国)~再提出してください。

新宿西口ファミリー保育園 園長殿

アレルギー除去食解除申請書

歲児		
園児:	は、食物アレルギーの?	ため、
「アレルギー除去食に関する診断書」によ	り除去食の対応をしていま	したが、
保育園の給食で除去していた (食品名)		に関して、
医師の指導のもと、これまでに複数回食べ	で症状が誘発されていない。	ので、
保育園における「除去食」の完全解除をお	3願いします。	

保護者氏名(続柄

印